

# 兵庫県公報

平成20年3月5日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(県民政策部総務課).....	2
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課).....	2
ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例(環境学習課).....	3
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例(まちづくり課).....	4
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課).....	5

## 公布された法令のあらまし

- 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)  
郵便貯金法の廃止により郵便貯金の制度が廃止されたこと及び証券取引法の一部改正により信託の受益権が有価証券とみなされることとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第3号)  
人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、次のとおり所要の整備を行うこととした。
  - 1 職員の平成19年12月期の勤勉手当に係る支給割合を、100分の72.5から100分の74.5に引き上げるとともに、管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。)にあっては100分の72.5、特定幹部職員にあっては100分の92.5に据置きとする。
  - 2 第2号任期付研究員の平成19年度の12月期の期末手当に係る支給割合を、100分の175から100分の177に引き上げる。
- ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例(条例第4号)  
環境の大切さに気づき、環境について学ぶ機会を提供することにより、県民一人ひとりの環境に対する意識の向上に資するとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための県民の活動を促進するため、ひょうご環境体験館(以下「体験館」という。)を設置することとした。
  - 1 位置  
佐用郡佐用町光都1丁目
  - 2 業務
    - (1) 主として体験活動を通じて、環境についての理解を深める学習(以下「環境学習」という。)の機会を提供する事業を実施すること。
    - (2) 環境に関する資料を収集し、これらを展示、貸出等により環境学習に活用すること。
    - (3) 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。
    - (4) 環境学習について指導的な役割を担う者及び自ら環境の保全と創造に関する活動を実践する者の育成を行うこと。
    - (5) その他体験館の目的を達成するために必要な業務
  - 3 管理  
体験館の管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせるものとする。
  - 4 利用料金
    - (1) 視聴覚室兼研修室の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならないものとする。
    - (2) 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。
    - (3) 利用料金の額は、次の表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

区分	基準額		
	開館時刻から12時 まで	13時から閉館時刻 まで	開館時刻から閉館 時刻まで
視聴覚室兼研修室	2,200円	4,300円	7,500円

(4) 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

5 施行期日

平成20年3月20日

●大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

大規模集客施設の新築等をしようとする者が行うべき大規模集客施設が周辺地域の都市機能に及ぼす影響に関する調査（以下「影響調査」という。）の一つとして、大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査を行わせることにより、影響調査の充実を図るため、知事が大規模集客施設影響調査指針に定めるべき事項を条例で定めることとし、所要の整備を行うこととした。

●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

港則法施行令の一部改正により、大阪港、尼崎西宮芦屋港及び神戸港を統合し、阪神港とすることとされたことに伴い、兵庫県神戸水上警察署の管轄区域を定める規定について字句の整理を行うこととした。

条 例

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

26 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第26条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、）」とあるのは、「100分の74.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。））にあつては100分の72.5、特定幹部職員にあつては」とする。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

25 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、）」とあるのは、「100分の74.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。））にあつては100分の72.5、特定幹部職員にあつては」とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の特例）

2 第2号任期付研究員に対する平成19年12月1日を基準日とする期末手当に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の177」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の一般職員条例」という。）附則第26項、第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員条例」という。）附則第25項及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の研究員条例」という。）附則第2項の規定は、平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当及び期末手当から適用する。

（勤勉手当及び期末手当の内払）

3 改正後の一般職員条例、改正後の教育職員条例及び改正後の研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例及び第2条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当並びに第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の一般職員条例及び改正後の教育職員条例の規定による勤勉手当並びに改正後の研究員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第4号

ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 環境の大切さに気づき、環境について学ぶ機会を提供することにより、県民一人ひとりの環境に対する意識の向上に資するとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための県民の活動を促進するため、ひょうご環境体験館（以下「体験館」という。）を置く。

（位置）

第2条 体験館の位置は、佐用郡佐用町光都1丁目とする。

（業務）

第3条 体験館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 主として体験活動を通じて、環境についての理解を深める学習（以下「環境学習」という。）の機会を提

供する事業を実施すること。

- (2) 環境に関する資料を収集し、これらを展示、貸出等により環境学習に活用すること。
- (3) 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 環境学習について指導的な役割を担う者及び自ら環境の保全と創造に関する活動を実践する者の育成を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体験館の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、体験館の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(利用の許可)

第4条 別表に掲げる体験館の施設を専用で利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 体験館の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に体験館の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 体験館の施設、設備若しくは展示品その他の物品を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 体験館の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体験館の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第6条 体験館の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は展示品その他の物品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、体験館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(利用料金)

第8条 第4条の規定により別表に掲げる体験館の施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、体験館の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年3月20日から施行する。

別表(第4条、第8条関係)

区分	基準額		
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで
視聴覚室兼研修室	2,200円	4,300円	7,500円

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第5号

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の大規模集客施設影響調査指針には、次に掲げる影響調査について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査
- (2) 駐車場に関する調査
- (3) 周辺道路の交通量の変化その他の道路交通への影響に関する調査
- (4) 道路以外の公共施設への影響に関する調査
- (5) 景観の形成に関する調査
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大規模集客施設が周辺地域の都市機能に及ぼす影響に関する調査で知事が必要と認めるもの

第5条第2項及び第7条第2項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第10条第1項第2号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の規定は、平成20年7月1日以後に行う同条例第3条第1項の規定による大規模集客施設基本計画書の提出について適用する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
別表兵庫県神戸水上警察署の項中「神戸港（）」を「阪神港神戸区（）」に、「第1条」を「別表第1」に、「神戸港の」を「阪神港の区域のうち、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1に規定する神戸区の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。